

許可基準（第Ⅱ部 技術的基準編）新旧対照表（R7.4月制定時点）

章	小項目（概要）	案R6.10.1公開	案R7.3.12時点更新（前回）	新（今回）	備考
1 地盤	3 段切り （審査基準）	（追加）	・段切り面には、法尻方向に向かって3～5％程度の排水勾配を設けること。		
	4 小段 （【留意事項】）	（補足）	長大法となる盛土（高さが15mを超える盛土や大規模造成地）等は、盛土全体の安定性の検討（土質試験その他の調査または試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の安定が保たれていることを確認）も必要です。 さらに、全体の盛土高さが15mを超える場合は、高さ15mごとに3～5m以上の幅広の小段を設けるのが一般的です。		
	8 渓流等における盛土 （〔追加措置〕）	（補足）	・なお、隣接地(人家等)に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、より低い盛土高さであっても安定性の検討を求める場合がある。		
	11 盛土のり面の検討	（新設）	（改正版のとおり）		
	2 擁壁の構造 （政省令）	（規則改正後に掲載）	（規則改正後に掲載）	【県規則】 （技術的基準） 第5条 政令第20条第1項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）に規定する擁壁の設置に代わる措置は、次に掲げる工法による措置とする。 （1）間知石空積み工その他の空積み工 （2）積み苗工 （3）その他知事が適当と認めた工法	・滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の改正に伴い、内容を記載する。

許可基準（第Ⅱ部 技術的基準編）新旧対照表（R7.4月制定時点）

章	小項目（概要）	案R6.10.1公開	案R7.3.12時点更新（前回）	新（今回）	備考																																																																
2 擁壁	2 擁壁の構造 （【留意事項】（表_擁壁の種類別添付資料））	（新設）	【留意事項】 下記のとおり、擁壁の種類別に必要資料を添付すること。 表 2-2-2 擁壁の種類別添付資料 <table><thead><tr><th colspan="2">擁 壁 の 種 別</th><th>構造計算書 (背面土等付)</th><th>安定計算書</th><th>必要地耐力証明</th><th>土質試験結果等 (併記)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">現地打設擁壁</td><td>本節に規定する重力式擁壁 (土質等の設計条件が合致する場合に限る)</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>上記以外の重力式擁壁</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>もたれ擁壁</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>片持重力式擁壁</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="3">プレキャスト壁</td><td>大臣認定のプレキャスト擁壁 (注1)</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>大臣認定のプレキャスト擁壁で認定以外の条件で使用</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>大臣認定以外のプレキャスト擁壁</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="4">積み重ね式擁壁</td><td>国土規制法施行令第10条に規定するブロック積擁壁</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>大臣認定のブロック積擁壁 (注1)</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>大臣認定のブロック積擁壁で認定以外の条件で使用</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>大臣認定以外のブロック積擁壁</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr></tbody></table> 注1 大臣認定品とは、国土規制法施行令第7条による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 注2 土質試験結果等とは、背面土および基礎地盤の土質、擁壁の必要地耐力等を確認する資料を指す。現地の土質や地耐力が、構造計算書や構造図等において明示している土質等の設計条件と合致していることを確認するためである。	擁 壁 の 種 別		構造計算書 (背面土等付)	安定計算書	必要地耐力証明	土質試験結果等 (併記)	現地打設擁壁	本節に規定する重力式擁壁 (土質等の設計条件が合致する場合に限る)		○		○	上記以外の重力式擁壁	○	○		○	もたれ擁壁	○	○		○	片持重力式擁壁	○	○		○	プレキャスト壁	大臣認定のプレキャスト擁壁 (注1)		○	○	○	大臣認定のプレキャスト擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○	○	大臣認定以外のプレキャスト擁壁	○	○	○	○	積み重ね式擁壁	国土規制法施行令第10条に規定するブロック積擁壁		○		○	大臣認定のブロック積擁壁 (注1)		○	○	○	大臣認定のブロック積擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○	○	大臣認定以外のブロック積擁壁	○	○		○		
	擁 壁 の 種 別		構造計算書 (背面土等付)	安定計算書	必要地耐力証明	土質試験結果等 (併記)																																																															
	現地打設擁壁	本節に規定する重力式擁壁 (土質等の設計条件が合致する場合に限る)		○		○																																																															
		上記以外の重力式擁壁	○	○		○																																																															
		もたれ擁壁	○	○		○																																																															
		片持重力式擁壁	○	○		○																																																															
プレキャスト壁	大臣認定のプレキャスト擁壁 (注1)		○	○	○																																																																
	大臣認定のプレキャスト擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○	○																																																																
	大臣認定以外のプレキャスト擁壁	○	○	○	○																																																																
積み重ね式擁壁	国土規制法施行令第10条に規定するブロック積擁壁		○		○																																																																
	大臣認定のブロック積擁壁 (注1)		○	○	○																																																																
	大臣認定のブロック積擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○	○																																																																
	大臣認定以外のブロック積擁壁	○	○		○																																																																
6 擁壁の根入れ （【留意事項】（鉄筋Co造・無筋Co造擁壁の根入れ））	原則0.50m以上	0.35m以上かつ、0.15H以上※ ※土質によっては 0.45m以上かつ、0.20H以上 なお、高さが1m以下の任意設置擁壁については、この限りではない。																																																																			
9 プレキャスト擁壁 （【留意事項】）	（新設）	（改正版のとおり）																																																																			
10 重力式擁壁 （【留意事項】）	（新設）	（改正版のとおり）																																																																			
(旧10) 12 任意設置擁壁 （【留意事項】）	（補足）	なお、高さ1m以下の任意設置擁壁であっても、建築用空洞コンクリートブロック(CB)の使用にあたっては、安定計算等により安全性が確認できる場合を除き、偏土圧が作用する場合には使用しないものとする。																																																																			
(旧12) 14 水抜穴および透水層 （〔水抜穴の配置〕）	・壁面の面積3㎡に1箇所、千鳥式に配置すること。 <省略>	・壁面の面積3㎡に1箇所、千鳥式に配置すること。（ただし、見え高が0.5m以下の場合はなくともよいものとする。） <省略>																																																																			

許可基準（第Ⅱ部 技術的基準編）新旧対照表（R7.4月制定時点）

章	小項目（概要）	案R6.10.1公開	案R7.3.12時点更新（前回）	新（今回）	備考																																
	(旧12) 14 水抜穴および透水層 （〔透水層〕）	・伸擁壁の背面の全面に透水層（砕石等）を設けること。 <省略>	・伸擁壁の背面の全面に透水層（砕石等）を設けること。（ただし、見え高が1m以下の場合はなくともよいものとする。） <省略>																																		
	(旧13) 15 コンクリート （【留意事項】）	(追加)	・鉄筋コンクリート擁壁の躯体に用いるコンクリートの基準強度は、4 週強度24 N／mm ² 以上とすること。また、無筋コンクリート擁壁の躯体に用いるコンクリートの基準強度は、4 週強度18 N／mm ² 以上とすること。 ・コンクリートは、均質で十分な強度を有するよう打設、打継ぎ、養生等を適切に行うこと。 ・擁壁の基礎コンクリートの基準強度は、4 週強度18 N／mm ² 以上とすること。																																		
3 鉄筋Co 造擁壁 の設計	1 要求性能 （表_耐震設計の区分）	<table><tr><th colspan="4">表 3-1-2 耐震設計の区分</th></tr><tr><th>条件 (擁壁の見え高 h)</th><th>常時</th><th>中地震時</th><th>大地震時</th></tr><tr><td>h ≤ 2 m</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>h > 2 m</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	表 3-1-2 耐震設計の区分				条件 (擁壁の見え高 h)	常時	中地震時	大地震時	h ≤ 2 m	○	—	—	h > 2 m	○	○	○	<table><tr><th colspan="4">表 3-1-2 耐震設計の区分</th></tr><tr><th>条件 (擁壁の全高 H)</th><th>常時</th><th>中地震時</th><th>大地震時</th></tr><tr><td>H ≤ 5 m</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>H > 5 m</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	表 3-1-2 耐震設計の区分				条件 (擁壁の全高 H)	常時	中地震時	大地震時	H ≤ 5 m	○	—	—	H > 5 m	○	○	○		
	表 3-1-2 耐震設計の区分																																				
	条件 (擁壁の見え高 h)	常時	中地震時	大地震時																																	
h ≤ 2 m	○	—	—																																		
h > 2 m	○	○	○																																		
表 3-1-2 耐震設計の区分																																					
条件 (擁壁の全高 H)	常時	中地震時	大地震時																																		
H ≤ 5 m	○	—	—																																		
H > 5 m	○	○	○																																		
2 設計定数 （〔積載荷重〕）	(補足)	(参考値) 自動車活荷重又は建築物等 q = 10kN/m ² 建築物等 q = 5kN/m ² 以上（実状に応じた適切な積載荷重とし安易に最小値としないこと）																																			
2 設計定数 （〔自重〕鉄筋コンクリートの単位体積重量)	実況に応じた値又は24.5kN/m ³	24.0kN/m ³																																			

許可基準（第Ⅱ部 技術的基準編）新旧対照表（R7.4月制定時点）

章	小項目（概要）	案R6.10.1公開	案R7.3.12時点更新（前回）	新（今回）	備考
8 開発事業 等	2 流量造対策 （【留意事項】）	下流河川等の流量増を伴わない工事（ 畑・原野における盛土 や一時的な土石の堆積など）については、当該流量増対策の検討を省略できるものとしますが、土地の形質を変更する行為であって、地表状態（土地利用形態・流出係数）を変更するものについては、規模に応じて流量増対策が必要と判断される場合がありますので注意が必要です。	下流河川等の流量増を伴わない工事（一時的な土石の堆積など）については、当該流量増対策の検討を省略できるものとしますが、土地の形質を変更する行為であって、地表状態（土地利用形態・流出係数）を変更するものについては、規模に応じて流量増対策が必要と判断される場合がありますので注意が必要です。		
その他 全般	解図について	（編集中または許諾確認中）	（編集中または許諾確認中）	（次期改正時、掲載予定）	・編集または許諾関係手続き完了後（時期未定）、掲載を予定する。